

令和5年度 (令和5年12月1日時点)	令和6年度 (令和6年6月3日時点)	内容	手続き方法など
令和5年度に住民税非課税世帯に対する給付金(7万円または10万円)を受給した世帯である	世帯全員が住民税非課税(または均等割のみ課税)	▶ 今年度の給付金は対象外です(※例外あり)	※所得税のみ課税されている方は、定額減税や調整給付の対象になります。手続き方法は下記と同じです。
	世帯の中に住民税所得割課税者がいる	▶ 定額減税の対象です	定額減税しきれない分(未控除分)がある方には、調整給付金支給確認書を8月上旬に発送予定です
世帯全員が住民税非課税(または均等割のみ課税)だったが、やむを得ない事由により令和5年度の給付金(7万円または10万円)を申請できなかった	世帯全員が住民税非課税(または均等割のみ課税)	▶ 特別給付金(狛江市独自の制度)の対象となる可能性があります	対象要件、申請方法等については、コールセンターにお問い合わせください
	世帯の中に住民税所得割課税者がいる	▶ 定額減税の対象です	定額減税しきれない分(未控除分)がある方には、調整給付金支給確認書を8月上旬に発送予定です
世帯の中に住民税所得割課税者がいた	世帯全員が住民税非課税(または均等割のみ課税)	▶ 令和6年度新たな非課税世帯等給付金の対象です	7月上旬に確認書を発送予定です。 ただし、令和5年1月2日以降の転入者や未申告者がいる世帯には、確認書が送付されません。申請が必要なので、コールセンターにお問い合わせください。
	世帯の中に住民税所得割課税者がいる	▶ 定額減税の対象です	定額減税しきれない分(未控除分)がある方には、調整給付金支給確認書を8月上旬に発送予定です

★定額減税及び調整給付については、原則として令和6年1月1日時点で住民登録のあった市区町村から通知されます。

★定額減税のうち、所得税については令和7年以降に確定します。

その際に定額減税しきれない分が判明した場合は「不足額給付」として支給の予定ですが、手続き方法については未定です。